

第5回子ども条例（仮称）検討会 要旨

日 時：平成19年5月25日（金）午前10時～正午

場 所：名古屋市役所 東庁舎1階 第11会議室

出席者：委員6名、傍聴者5名

第5回子ども条例（仮称）検討会は、事務局から平成19年度のスケジュールの説明を受けたあと、条例の内容の検討骨子の提言に向けて、条例の基本的な考え方（骨子案）をもとに子どもの権利と責務を中心に意見交換を行った。

検討会の委員から出された主な意見は以下のとおり。（○は意見、●は一定の結論。）

1 子どもの権利について

（主な意見）

- 安心して安全に生きる権利、自分らしく生きる権利と両方に生きる権利があるので、どこまでを範囲に入れるのか整理が必要ではないか。
- 子どもはひとりで生きられない存在なので、安心して安全に生きる権利がある。自分らしく生きる権利は、表現の自由とか自由権的なものに該当するものであるが、どのように表現するか整理する必要はある。
- 子どもの権利条約を意識して、生命が守られること、年齢段階に応じて様々な社会サービスを受けられること、豊かに育つこと、主体的に参加することとしたらどうか。
- 安心して安全に生きる権利のなかにある、虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力から守られることのなかに、犯罪も入れたらどうか。
- 子どもの権利条約を意識しながら、個別の権利を整理する。併せて、子どもが大人の犠牲にならないという趣旨の内容と、子どもへの不利益処分に対する手続（防御権）も入れることを検討しつつ、想定される場面を踏まえながら盛り込む内容を整理する。

2 責務について

①各主体の関わりについて

（主な意見）

- 市の責務は、市は他の主体では果たし得ない重大な責務があるので、保護者より上にもってくる案と、市はトータル的に支援するため最後に持ってくる案がある。
- 事業者は、地域の一員として地域住民に入れることもできるが、事業者ならではの義務があるため別立てとし、共通の責務、市の責務、保護者の責務、地域住民等の責務、学校等関係者の責務、事業者の責務とする。
- 市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者が相互に連携し協働と書いてあるが、つながりをもたせるための支援を入れなくてよいか。どのように連携し協働するか見えにくい。

- 協働、連携について具体的なことを書くこととすると、推進体制のなかで分かりやすく書くこととする。

②市の責務

(主な意見)

- (1)中の「子どもに関する施策の推進」について、子どもに関するだけではなく子どもを育むということも盛り込んだほうがよいのではないか。
- (2)中の「連携」を図る記述について、施策のところで市民の意見を聴くことを盛り込んでいるので、責務のところにも記述すべきではないか。
- (3)中の「国、県等の関係機関」では分かりづらいので、「国、県および子どもに関わる関係機関」とし、ひとつの案とする。

③保護者の責務

(主な意見)

- 保護者が子どもを育てる権利を尊重するようなことを盛り込みたい。
- 保護者が主体的に子育てするが、社会全体で保護者の子育てを支援していくことを盛り込めないか。
- (1)中の「子どもの権利を尊重」のところが抽象的なので、「子どもを守り育てる」と書くこととする。
- (3)中の「体罰」は、範囲が不明確であるため盛り込むかは検討する必要がある。

④地域住民等の責務

(主な意見)

- (3)は、子どもは地域社会の一員と記述されているので、(1)(2)にも関わるので、最初に持ってきたほうがよいのではないか。
- (1)は地域住民と子どもの関わりについて、(2)は虐待、体罰から守ることについて、(3)は意見表明的な積極的な関わりについて書かれており、最初に主体と子どもとの関わりがきている、この順番で責務を記述したほうがよいのではないか。
- (1)中の「子どもの支援」だけでよいか。親を支援することで子どもを間接的に支援することも必要ではないか。
- (1)は地域的特性のなかで子どもを守り育てるという責務となるのではないか。よって、「子どもの豊かな人間性を育むことを認識し、子どもを支援」を「地域の子どもたちを守り、子どもの豊かな人間性を育む」としたらどうか。
- (2)中の「体罰」は、範囲が不明確であるため盛り込むかは検討する必要がある。
- (3)中の「地域活動」について、基本的な取組みにある「居場所づくり」があるので、それを絡めた表現にしたらどうか。

⑤学校等関係者の責務

(主な意見)

- 学校の運営や決定に参加できないと考えている中・高校生がいるなかで、学校において参加する権利があることをイメージできるようにしたい。
- 子どもの主体的な育ちの記述がある(1)のあとに、(2)として「子どもが、子どもの権利について理解し、意見を表明できるよう支援しなければならない。」を入れる。
- (3)中の「相談などの環境整備」だけでよいか。虐待やいじめは、単独では対応できないので、関係機関と連携し、解決に努めることを盛り込めないか。
- 虐待やいじめは、学校内外で起こるので、その趣旨が読みとれるよう記述したほうがよい。
- (3)を「学校等関係者は、子どもの最も身近にいる大人であることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、関係機関と連携し解決にあたるよう努めなければならない。」とする。

⑥事業者の責務

(主な意見)

- ワーク・ライフバランスを実現するために努めるという趣旨を盛り込んでほしい。
- (1)中の「子どもの権利に配慮した事業活動」には、社員の問題のほかに子どもに配慮して製造する商品づくりも考えられるので、整理する必要がある。
- 家庭と働き方の問題、企業活動の問題、地域との関わりを含めた問題を分かりやすく表現し、その趣旨を踏まえた責務を検討する。

⑦その他

(主な意見)

- 保護者の責務、地域住民の責務には、男性も女性もその責務を担っているが、そのことが読みづらい。実際、男性は責務を担っていない現状があるので、それを直していかないと子育てに優しい社会にはならない。少しその視点を盛り込みたい。
- 定義で、保護者を父母と書くこともできるが、一緒に住んでいない家庭もいるので配慮が必要。
- 役割分担は、両者の合意で行われるものなので、それができないところを行政が社会全体で支援していくというスタンスはどうか。